

正副会長の活動状況

会務報告

日本弁理士会副会長 山本 宗雄

1. はじめに

私は普段大阪にいるが、大阪も地方だなと感じるときがある。

あるとき、大阪から選出された副会長が会務報告をし始めた。少し記憶が薄れたが、確か外弁問題だと思う。この問題について、簡単にしゃべっていた。外弁という言葉は知っているが、今回は何が問題なのか全くわからなかった。

たぶんその頃弁理士会やその近辺（敢えて、「中央」と言おう。）では盛んに話題になり、議論されていた問題だと思う。関西からの副会長も、中央で深く議論していたのだろう。しかし、その問題は大阪には殆ど知られていなかったし、その後その問題についてあまり話題にはならなかった。

中央では、一時期話題になり盛んに議論されている問題でも、地方では全く知られていないことがある。大阪は副会長も出していて、そういうことは少ないように思うが、実際は大阪でもこのようなことは多い。ましてや、その他の地域ではなおさらである。

現在、私は副会長であるが、できるだけ解り易くていねいに伝えようと努力しているが、短い時間で多くのことを言うのは無理なことも多い。

でも弁理士会の役員である限り、中央では何が問題となっていて、どういう議論されているのかを、十分に伝える必要があると考えている。また、もう議論が終わったことや何回も説明をしたようなことでも、地方では全く情報が伝わってないことも多いので、何度でも伝える努力をする必要があると考えている。

果たして、この文章も地方の方々に解りやすく伝えることができるのだろうか、考えつつ、私の担当の委員会等の報告をすることにする。

2. 中央知的財産研究所

私の担当の唯一のセンター系である。

弁理士の他に、弁護士や大学教授等を加えた研究員が、いま、4つのテーマで研究を続けている。研究成果は、別冊パテントとして発行していて、法的な考察の深さなどから、各方面で評価を得ている。

一方で、組織が少し肥大化して運営に費用が掛かりすぎていることや、一つのテーマの研究期間の長さなどが問題点として指摘されてもいる。

来年度に向けて、まずは研究期間を早くして、テーマが陳腐化しない間に研究成果を出すようにすることを目指す。

3. 特許委員会

特許委員会は、第1委員会と第2委員会に分けて、第1委員会が政策提言や対外的な折衝を担当し、第2委員会が審査基準や判例などの研究と啓蒙活動を担当する。

第1委員会は吉田正義委員長のもとで、種々のテーマに対して検討し、提言をできるように検討を重ねていると共に特許庁やその他の団体との折衝や交流などを行なっている。

第2委員会は石橋良規委員長のもとで、与えられたテーマの研究と共に、今年改正された特許法の説明会を開催すべく準備に追われている。

この改正特許法の説明会は、特許庁の行なう説明会に先んじて行なわれるものである。これまでの慣例では特許庁が先に説明会を行なった後に弁理士会の改正法説明会が開かれていたのだが、今回は弁理士会の説明会が先に行われるもので、従来の慣習を破ったもので是非とも成功にもって行きたいと意気込んでいる。

4. バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会は特許委員会のように分けてはいないが、やはり政策提言を含めた諮問を出している。

大澤健一委員長のもとで、多くのテーマについて検討を行なっている。

この委員会では、従来から日本知的財産協会やバイオインダストリー協会との関係はあったが、日本製薬工業協会との関係がなかった。今年は、日本製薬工業協会との関係構築を新たに目指す。

5. 農林水産知財対応委員会

この委員会も、特許委員会のように分けてはいないが、政策提言を含めた諮問を検討している。

今年度は、伊藤武泰委員長のもとで、農林水産省の関係で弁理士が行うことができるビジネスの検討を行なっている。この次の弁理士法改正でこの農林水産省で行なわれる品種登録も弁理士の業務にすることを望む方向も考えられていて、この委員会の重要性が高まっている。

6. 例規委員会

例規委員会は、弁理士会の例規の改正時に規定の整合性や規定振りの統一を図ること目的としている。

白井伸一委員長のもとで、5月の総会での弁理士会の会費の値下げについての規則改正など、既にいくつもの諮問を答申している。

これからも年末に予定されている臨時総会に向けて、この委員会はすごく忙しくなる予感がある。

7. 支部関係

支部としては、近畿支部と東海支部を担当してい

る。両支部とも、支部長がしっかりされているので、支障無く運営されている。

近畿支部は、一番古く支部を設立し、長年運営されている。今年は、大阪府との支援協定締結を目指している。また、支部での研修も充実させる予定で、他の支部へのテレビ配信も行った。

東海支部は、独自の取り組みをしている支部で、支部会員の支部委員会への強制参加など、他の支部にも非常に参考になる取り組みをしている。

8. その他

今年は、東日本太平洋沖地震と津波があった年であり、年度始めには外国人などの弁理士会への来訪が全てキャンセルされた。それらの外国人とのイベントが9月のAIPLAの弁理士会訪問などを皮切りに再開される。また、例年行なわれていた韓国弁理士会や中国の弁理士会との交流も行なわれるので、今年は例年になく、忙しい秋になる気がする。

9. おわりに

役員会としては4月から7月まで4ヶ月が過ぎたが、不慣れなこともあって何か浮き足立ってばたばたしている間に5月の総会や各支部訪問などを終えた感がある。個人的には、夏には少しのんびりして秋に備えなければならないと考えていたが、支部サミットやアドバイザーボード等があって、まだ落ち着いた気持ちにはなれない。

これからも同じような感覚で進んでいく気がする。弁理士会の副会長は、このように息が抜けることが無く終わってしまうのだろう。